

生駒市公平委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第2条第1項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第2項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削る。

第2節の節名を次のように改める。

第2節 審査請求

第4条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「受けた」を「行った」に改め、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第5条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立者」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第6条第1項中「不服申立」を「審査請求」に改め、同条第3項及び第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立」を「審査請求」に改める。

第10条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第1項中「判定を」を「裁決を」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第1号及び第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「判定書」を「裁決書」に、「判定に」を「裁決に」に改める。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第13条第1項第1号及び第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第2項中「判定」を「裁決」に、「3日」を「6月」に改め、同条第4項第2号中「判定」を「裁決」に改める。

第17条第1項中「判定」を「裁決」に改め、「場合には」の次に「、これを確認し、不当であると認める場合には」を加える。

第19条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)

第2条 職員の苦情の処理に関する規則（平成17年4月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 不利益処分についての不服申立てに関する規則第1条に規定する処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。